特定給食施設 その他の給食施設 運営管理の手引

> 佐世保市保健所 令和6年1月

# 目次

1.	特定給食施設とは ーーーーーーーーーーーーーー	1
2.	給食施設の種類 ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	2
3.	栄養士・管理栄養士の配置について ーーーーーーーーー	4
4.	給食施設の報告について ーーーーーーーーーーーー	5
5.	指導及び助言並びに巡回指導の実施 ーーーーーーーーー-	5
6.	特定給食施設が行う栄養管理の基準 ーーーーーーーーーー	6
7.	具体的な給食運営 ------------------------------------	8
8.	参考資料 ————————————————————————————————————	1 2

ご不明な点があれば下記まで、お問い合わせください。

佐世保市保健所(佐世保市保健福祉部健康づくり課)

担当:管理栄養士

〒857-0042 長崎県佐世保市高砂町5番1号

佐世保市中央保健福祉センター「すこやかプラザ」5階

Tm: 0956-24-1111 (代表) 内線 5535

## 1. 特定給食施設とは

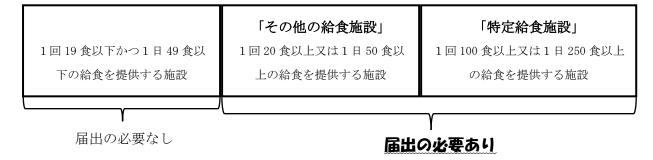
特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なもの継続的に**1回 100 食以上又は1日 250 食以上**の食事を供給する施設をいいます。(健康増進法第 20 条第1項、健康増進法施行規則第5条)

佐世保市では、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設であって、特定給食施設でないもので 1回 20 食以上又は1日 50 食以上の食事を提供する施設(以下「その他の給食施設」という。) も特定給食施設に準じて取扱い、特定給食施設とその他の給食施設に対して次の時、変更があってから 1 か月以内に届出を提出するよう義務付けています。(佐世保市健康増進法施行細則第3条、第8条)

給食の実施内容の変化	提出書類
①給食を開始するとき	給食施設(開始・再開)届
	(様式2号)
②以下の項目のいずれかを変更するとき	給食施設変更届 (様式3号)
・給食施設の名称	
・給食施設の所在地及び電話番号	
・設置者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、主た	
る事務所の所在地及び代表者肩書・氏名)	
・給食施設の種類	
・1日又は各食(朝食・昼食・夕食)の給食対象数(予定	
給食数)	
・管理栄養士及び栄養士の有無及び員数	
③給食を休止・廃止・再開するとき	給食施設(休止・廃止)届
	(様式4号)

## 給食の種類

特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち、



## 2. 給食施設の種類

施設種別	対象施設
学校	・学校教育法第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校及び第134条
	に規定する各種学校。
	・学校給食法第6条に規定する学校給食共同調理場
	・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2
	条第6項に規定する認定こども園のうち、当該施設が幼稚園である場合
	例)公立幼稚園、私立幼稚園、公立学校、私立学校、各種学校、幼稚園型認定こ
	ども園、学校給食共同調理場、学校給食センター等
病院	・医療法第1条の5第1項に規定する病院
介護老人保健施設	・介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
介護医療院	・介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
児童福祉施設	・児童福祉法第7条に規定する施設
	・社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもの
	・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2
	条第6項に規定する認定こども園(当該施設が幼稚園である場合を除く)
	例)助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、認定こども園(保育所型・
	幼保連携型)、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援セン
	ター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター等
社会福祉施設	・生活保護法第 38 条に規定する施設
	・身体障害者福祉法第5条第1項に規定する施設
	・売春防止法第 36 条に規定する施設
	・社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの(児童福
	祉に関するものを除く)
	例)救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設、障害者支援
	施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視覚障害者
	情報提供施設、婦人保護施設等
矯正施設	・刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設
	・少年院法第3条、4条に規定する少年院
	・少年鑑別所法第3条に規定する少年鑑別所
	例)刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所
寄宿舎	学生又は労働者の寄宿させる施設
事業所	・労働基準法別表1に規定する事業所又は事務所
	例)社員食堂等

施設種別	対象施設	
診療所	・医療法第1条の5第2項に規定する病院	
老人福祉施設	・老人福祉法第5条の3に規定する施設	
	例)特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老	
	人短期入所施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人介護支援センター	
自衛隊	自衛隊	
一般給食センター	ンター 特定した施設(複数の場合も含む。)に対して継続的に食事を供給している施	
	設であって学校や事業所に該当しないもの	
その他	上記の学校から一般給食センターに該当しない施設	
	例)認可外保育施設、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等	

## 3. 栄養士・管理栄養士の配置について

- ア. 管理栄養士を置かなければならない給食施設
- (1) 特定給食施設のうち、健康増進法施行規則第7条各号に掲げる施設については、健康増進法第21条第1項の規定により管理栄養士を配置しなければなりません。

#### 施設の種類

<健康増進法施行規則第7条第1号の指定の対象施設>

号施

設

- (1)病院、介護老人保健施設又は介護医療院(以下「病院等」という。)に設置される特定 給食施設であって、1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの
- (2) 提供食数の実績が1回300食未満及び1日750食未満の特定給食施設であっても、許可病床数(又は入所定員)300床(人)以上の病院等に設置されている特定給食施設
- (3)病院等を含む複数の施設を対象に食事を供給する特定給食施設については、当該病院等の許可病床数(入所定員)の合計が300床(人)以上であること

<健康増進法施行規則第7条第2号に掲げる特定給食施設>

以下の①~⑥に該当する施設のうち、継続して**1回 500 食以上又は1日 1,500 食以上**の食事 を供給するもの

- ①救護施設、更生施設(生活保護法第38条)
- ②養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム (老人福祉法第5条の3)
- 号 ③乳児院(児童福祉法第37条)、児童養護施設(児童福祉法第41条)、福祉型障害児入所施設 (児童福祉法第42条第1号)、児童心理治療施設(児童福祉法第43条の2)、児童自立支援 施設 (児童福祉法第44条)
  - ④独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 1 項の規定により設置する施設
  - ⑤障害者支援施設 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第 11項)
  - ⑥事業所等
  - ·事業所、寄宿舎、矯正施設、自衛隊等

<社会福祉施設等に食事を供給する特定給食施設について>

- (1)健康増進法第21条第1項の指定の対象施設となる特定給食施設のうち、法令等により 栄養士を必置とされている複数の社会福祉施設及び児童福祉施設(以下、社会福祉施設 等)という。)に限り食事を供給する施設にあっては、それぞれの社会福祉施設などに 配置されている栄養士が各施設において栄養業務を行っていることに鑑み、健康増進 法第21条第1項の指定の対象となる社会福祉施設等に供給される食事数が1回500食 以上又は1日1,500食以上となるものがある場合。
- (2)特定給食施設が複数の施設に食事を供給する場合であって、当該供給先の施設に法令等により栄養士を必置としない施設を含むときは、特定の対象者に継続的に食事を供給し、一号施設又は二号施設の対象となる施設種別である施設に供給される食事数が1回500食以上又は1日1,500食以上となる場合。

- 4 -

二号施設とみなす施

(3)事業所等に対し食事を供給する特定給食施設にあっては、特定給食施設により事業所等に供給される食事が主として事業所等に勤務又は居住する者により喫食され、かつ、事業所などで勤務又は居住する者の概ね8割以上が当該給食施設で供給する食事を喫食するものであって1回500食以上又は1日1,500食以上供給する場合。

## イ. 栄養士又は管理栄養士を置くよう努めなければならい施設

上記以外の特定給食施設の設置者は、当該特定給食施設に栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければなりません。(健康増進法第21条第2項)

このうち、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給する施設の設置者は、当該施設に置かれる栄養士のうち少なくとも一人は管理栄養士であるように努めなくてはなりません。 (健康増進法施行規則第8条)

なお、健康増進法以外の法律で、栄養士・管理栄養士の配置が定められている場合がありますので、 各施設の関連法規に基づき、適切な配置をお願いします。

## 4. 給食施設の報告について

特定給食施設の設置者又は管理者は、実施した給食内容などに関して「栄養管理報告書」により報告を行う必要があります。

佐世保市では、健康増進法第24条第1項並びに佐世保市健康増進法施行細則第7条及び第8条の規 定に基づき、6月の給食施設の状況について「栄養管理報告書」を提出するよう定めています。

## 「栄養管理報告書」の様式は毎年、施設へ送付します。

7月末までに佐世保市保健福祉部健康づくり課宛てへ提出してください。

※栄養管理報告書の様式は年度によっては変更になる場合があります。

### 5. 指導及び助言並びに巡回指導の実施

給食施設開始届を提出された施設には、健康増進法第 22 条及び第 24 条第1項に基づき、指導及び助言並びに巡回指導を実施しています。

指導及び助言並びに巡回指導は、必要に応じて実施します。その他、電話や来所による相談受け付けています。

## 6. 特定給食施設が行う栄養管理の基準について

健康増進法において特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従って、適切な栄養管理 を行わなければなりません。健康増進法施行細則に栄養管理の基準が示されています。(健康増進法第 21条第3項、健康増進法施行規則第9条)

また、具体的に実施すべき事項については、厚生労働省通知(令和2年3月31日付け健健発0331第2号別添2)に示されています。

このことから特定給食施設の設置者及び管理者は、適切な栄養管理がなされるよう、体制整備をお願いします。

なお、給食業務を委託している場合にあっても、栄養管理の責任は施設側にありますので、委託事業者の業務の状況を定期的に確認し、必要な指示を行ってください。

#### 健康増進法施行規則第9条

一 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者(以下「利用者」という。)の身体の状況、栄養状態、生活習慣等(以下「身体の状況等」という。)を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。

厚生労働省通知「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」(令和2年3月31日付け健健発0331第2号別添2)

第2 特定給食施設が行う栄養管理について

- 1 身体の状況、栄養状態等の把握、食事の提供、品質管理及び評価について
- (1) 利用者の性、年齢、身体の状況、食事の摂取状況及び生活状況等を定期的に把握すること。

なお、食事の摂取状況については、可能な限り、給食以外の食事の 状況を把握するよう努めること。

(2) (1)で把握した情報に基づき給与栄養量の目標を設定し、食事の提供に関する計画を作成すること。

なお、利用者間で必要な栄養量に差が大きい場合には、複数献立の 提供や量の調整を行う等、各利用者に対して適切な選択肢が提供で きるよう、工夫すること。複数献立とする場合には、各献立に対し て給与栄養量の目標を設定すること。

- (3) (2)で作成した計画に基づき、食材料の調達、調理及び提供を行うこと。
- (4) (3)で提供した食事の摂取状況を定期的に把握するとともに、身体状況の変化を把握するなどし、これらの総合的な評価を行い、その結果に基づき、食事計画の改善を図ること。
- (5) なお、提供エネルギー量の評価には、個々人の体重、体格の変化並びに肥満及びやせに該当する者の割合の変化を参考にすること。

ただし、より適切にエネルギー量の過不足を評価できる指標が他に ある場合はこの限りではない。 二 食事の献立は、身体の状況 等のほか、利用者の日常の食事 の摂取量、嗜好等に配慮して作 成するよう努めること。

- 2 提供する食事(給食)の献立について
- (1) 給食の献立は、利用者の身体の状況、日常の食事の摂取量に占める給食の割合、嗜好等に配慮するとともに、料理の組合せや食品の組合せにも配慮して作成するよう努めること。
- (2) 複数献立や選択食(カフェテリア方式)のように、利用者の自主性により料理の選択が行われる場合には、モデル的な料理の組合せを提示するよう努めること。
- 三 献立表の掲示並びに熱量及 びたんぱく質、脂質、食塩等の主 な栄養成分の表示等により、利 用者に対して栄養に関する情報 の提供を行うこと。
- 3 栄養に関する情報の提供について
- (1) 利用者に対し献立表の掲示や熱量、たんぱく質、脂質及び食塩等の主要栄養成分の表示を行うなど、健康や栄養に関する情報の提供を行うこと。
- (2) 給食は、利用者が正しい食習慣を身に付け、より健康的な生活を送るために必要な知識を習得する良い機会であり、各々の施設に応じ利用者等に各種の媒体を活用するなどにより知識の普及に努めること。

四 献立表その他の必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。

- 4 書類の整備について
- (1) 献立表など食事計画に関する書類とともに、利用者の身体状況など栄養管理の評価に必要な情報について適正に管理すること。
- (2) 委託契約を交わしている場合は、委託契約の内容が確認できるよう委託契約書等を備えること。

五 衛生の管理については、食品衛生法(昭和22年 法律第233号)その他関係法令の定めるところによること。

5 衛生管理について

給食の運営は、衛生的かつ安全に行われること。具体的には、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、「大規模食中毒対策等について」(平成9年3月24日付け衛食第85号生活衛生局長通知)の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」その他関係法令等の定めるところによること。

第3 災害等の備え

災害等発生時であっても栄養管理基準に沿った適切な栄養管理を 行うため、平時から災害発生時に備え、食料の備蓄や対応方法の整 理など、体制の整備に努めること。

## 7. 具体的な給食運営

## ①運営管理

- ・給食運営方針の明確化
- ・ 責任体制の明確化
- ・多職種で意見交換ができるような給食検討会議等の実施や議事録の整備
- ・衛生管理者及び調理従事者等に対する栄養や衛生管理に関する研修会への参加及び参加後の報告

作成が望ましい書類

運営要領、組織図・事務分掌、給食会議の議事録、委託の場合は委託契約書等

## ②栄養管理

・対象者の把握

性、年齢、身体活動レベル、身長、体重、BMI、食習慣、嗜好、食物アレルギー等

・給与栄養目標量の算出 エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ビタミンA、ビタミンB1、ビタミンB2、 ビタミンC、カルシウム、鉄、食物繊維、食塩相当量〔ナトリウム〕

- 献立作成
- ・検食の実施とその記録 検食者、検食時刻、検食の内容
- ・残食調査とその記録の整備、評価の実施
- ・嗜好調査とその記録の整備、評価の実施
- ・集団・個別栄養相談の実施(必要に応じて)
- ・給食提供者への栄養に関する情報の提供 栄養だより、献立表の掲示や配付等

### 作成が望ましい書類

給与栄養目標量、約束食事箋、食品構成表、年齢構成表、献立表、検食簿、残食の記録、 嗜好調査の実施記録、栄養相談の記録等

#### ③食材料管理

- ・ 適切な食品量の発注
- ・発注書の整備
- ・食品納品時の検収とその記録の整備 消費期限(賞味期限)、鮮度、異物の混入の有無、品温、検収日時、検収者氏名、不良時の対応

・在庫食品の管理

作成が望ましい書類

発注書、食品納品時の検収の記録等

## ④衛生管理

- ・検便の実施とその記録 毎月1回以上の実施
- ・健康診断の実施
- ・調理従事者の毎日の健康・衛生等チェックの実施とその記録
- ・害虫駆除(ねずみ、こん虫等)の実施とその記録の整備 半年に1回以上の実施
- ・調理室内の温度・湿度の管理 1日2回以上の測定が望ましい 温度25℃以下、湿度80%以下が望ましい
- ・冷蔵庫・冷凍庫内の温度の測定とその記録の整備 1日2回以上の測定が望ましい
- ・使用水の管理 残留塩素の測定とその記録の整備(貯水槽、井戸水の利用時) 色・にごり・におい・異物の点検の記録の整備
- ・加熱中心温度と加熱後冷却温度の測定とその記録の整備
- ・適時適温の給食の提供
- ・調理後、2時間以内の給食の提供
- 作業工程表の作成
- ・厨房内の汚染・非汚染区域の区分の明確化
- ・ 厨房内の清掃
- ・調理機器・調理器具・食器の整備 使用食品による区分、衛生的な洗浄・消毒・保管
- ・防鼠、防虫、異物混入防止への対策
- ・保存食の保管

原材料及び調理済み食品の保管、量[50g程度]、保管温度[-20℃以下]、保存期間[2週間]

## 作成が望ましい書類

検便の記録、調理従事者の健康・衛生等チェック表、体調不良時対応マニュアル、 害虫駆除の実施記録、調理室内の温度・湿度の記録、冷蔵庫・冷凍庫内の温度の記録、 使用水の点検の記録、残留塩素の測定記録、加熱中心温度・加熱後冷却温度の測定記録、 作業工程表等

### ⑤危機管理

- ・事故時対策マニュアル、災害時対策マニュアルの作成
- 非常時の食事の確保体制の整備

作成が望ましい書類

事故時対策マニュアル、災害時対策マニュアル等

## ◎給食管理業務の流れと記録

## マニュアル の作成

- 運営要領、組織図・事務分掌の作成
- ・事故時、災害時対策マニュアルの作成
- ・体調不良時の対応マニュアルの作成

## 対象者把握

対象者の状況等把握(食事箋)

- ・献立表・調理指示書の作成
- ・給与栄養目標量の算出、年齢構成表、食品構成表の作成

## 献立作成

•作業工程表の作成

## 発注

- •提供食種、食数の決定
- ・食材の発注 (発注書)

## 調理前

- 調理従事者の健康の状態を記入(調理従事者の健康チェック表)
- ・使用水の点検(使用水の点検記録)

## 納品

・食品納品時の検収の結果を記録(食品納品時の検収の記録)

## 調理中

- ・加熱や加熱後冷却する食品の温度の保管の記録を記入(加熱食品の中心温度の記 録、加熱後冷却温度の記録)
- ・冷蔵庫・冷凍庫の温度、調理室の温度・湿度を計測し、記録(冷蔵庫・冷凍庫の 温度記録、調理室の温度・湿度の記録)

## 配膳前

・検食の結果を記入(検食簿)

## 下膳時

・残菜量を記録 (残菜の記録)

- 実施献立表の作成
- •給食日誌、食品受払簿の記入

## 調理終了後

## ◎定期的に行う業務と記録

## 検便

- •毎月1回以上行う。 (検便結果の記録)
- ・検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含める。
- ・必要に応じて10月から3月はノロウイルスも含めることが望ましい。

## 害虫駆除

- ・施設におけるねずみ、こん虫等の発生を1月に1回以上巡回点検する。(ねずみ・こん虫等の記録表)
- ・ねずみ、こん虫の駆除を半年に1回以上(発生を確認した時にはその都度)実施し、その実施記録を保管する。(害虫駆除の実施記録、業者実施報告書等)

## 水質検査

・水道事業により供給される水以外の井戸水等の水を使用する場合には、公的検査機関、厚生労働大臣 の登録検査機関等に依頼して、年2回以上水質検査を行い、その記録を保管しておく。(水質検査結 果)

## 貯水槽の清掃

・貯水槽は専門の業者に委託して、年1回以上清掃し、清掃した証明書を保管しておく。(貯水槽からの水を使用している施設のみ)

## 健康診断

・年に1回以上行う。

## 嗜好調查

・年2回以上、喫食者に対し、アンケートを実施し、集計評価を行うことが望ましい。 (アンケート実施及び集計結果の記録)

## 栄養情報の提供

- ・栄養だよりや卓上メモの作成
- •パンフレットや献立表の配布や掲示、パネルやポスター、展示食の掲示
- ・新メニューの紹介 など

## 栄養相談

・必要に応じて個別または集団で実施 (実施の記録)

## 喫食者の状況把握

・身体状況や栄養状態、摂取状況などから提供する食事の量や食形態、補助食品の利用等、提供する食事へ反映させる。(喫食者情報一覧、保護者やご家族との連絡帳への記載)

### 給食会議

・施設長を含めた多職種の給食会議を毎月1回開催し、よりよい給食の提供に努めることが望ましい。 (給食会議実施の記録)

### 提出書類の作成

- 毎年、6月の給食提供の状況を栄養管理報告書に記入し、7月末までに健康づくり課へ提出する。
- ・毎年、年1回、4月に給与栄養目標量の算出と食品構成表を作成し、健康づくり課へ5月末までに提出する。(児童福祉施設のみ)
- ・毎年、年2回、5月と10月の給食内容検討表を作成し、それぞれ、5月末、10月末までに健康づくり課へ提出する。(児童福祉施設のみ)

## 8. 参考資料

提出書類の様式と記入例

- ●給食施設(開始・再開)届(様式2号)
- ●給食施設変更届(様式3号)
- ●給食施設(休止・廃止)届(様式4号)
- ●【別添資料】給食施設の分類
- ●佐世保市健康増進法施行細則

※佐世保市のホームページに給食施設の方向けに情報や提出書類の様式を掲載しています。

佐世保市 給食施設向け情報

検索

## 衛生管理の記録の様式

次の様式は例です。必要事項が記載されていれば、各施設で使いやすい様式を作成・使用していただい て構いません。

- ●衛生管理記録簿 (例)
- ●食事提供に関係する職員の衛生管理点検表 (例)
- ●使用水の点検表 (例)
- ●冷蔵庫・冷凍庫の温度、調理室の温度・湿度の記録簿(例)
- ●調理中および調理後の温度管理表(例)
- ●ねずみ・昆虫等の記録表
- ●発注書及び検収の記録簿(例)
- ●検食簿(例)
- ●給食委員会会議録 (例)